

PCR検査体制の強化について

1 PCR検査センターの設置延長について

- ・ 本市においては、栃木県の「地域外来・検査センター」の仕組みを活用して、令和2年5月13日から「PCR検査センター」を開設・運営してきたところである。
- ・ 当センターの開設期限は、8月12日までとしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中、検査を必要とする市民の検査機会の確保のため、当面の間、同センターの設置を延長する。

<施設の名称及び延長後の開設日時>

宇都宮市PCR検査センター（※設置場所：宇都宮市保健所）
・ 月～金曜日 午前9時～午後1時、午後2時～午後5時

- 【役割】
- ・ 検体採取の予約管理
 - ・ 帰国者・接触者相談センターや市内医療機関との連絡調整

宇都宮市保健所臨時診療所検体採取所
（※設置場所：患者のプライバシーなどに配慮し非公表）
・ 火、木、日曜日（週3回）
（平日 午後1時～午後3時、日曜日 午前9時～午前11時）

- 【役割】
- ・ 検体採取（自家用車の窓越しに検体を採取するドライブスルー方式）

2 PCR検査センター（検体採取所）の実績と課題について

（1）実績（※8月12日時点・別紙参照）

- ・ 8月12日までに、50日開設し、944件の検査を実施
- ・ 1日の検査数は平均19件で、当初想定していた12件を大きく上回り、特に、6月下旬からクラスター発生時などには、最大で44件の検査を実施

（2）課題

- ・ 1日当たりの検査数増大への対応
- ・ クラスター発生時等の迅速な検査の実施

3 今後の対応

- ・ クラスタ発生等，検査数増大に対応するための「検体採取所の臨時開設」

(1) 開設方法

- ・ 保健所長が開設を必要とした場合に臨時に開設する。

(2) 開設日時・場所

- ・ 現在の開設日時以外に，現検体採取所に臨時開設する。また，夜間検査を実施する検体採取所も開設する。

(3) 検査の対象となる人

- ・ 下記の①・②を全て満たす人
 - ① 陽性患者との接触者など，保健所が検査を必要と判断した人
 - ② 自力あるいは同居の家族等の自家用車で移動できる人

(4) 新しい検体採取方法の導入

- ・ 唾液による自己採取
[メリット]
 - ・ 短時間で大量の検体採取が可能
 - ・ 検査対象者の負担軽減

(5) 検査体制

- ・ 市衛生環境試験所で実施

4 事業の効果

- ・ 検査を必要とする市民への検査機会の更なる拡充
- ・ 短時間で大量の検体を採取し，PCR検査につなげることで，クラスタ発生時に迅速な対応が可能

5 今後のスケジュール

令和2年8月17日～ PCR検査センターの設置延長
18日～ 検体採取所の臨時開設対応

【参考】現在の検査能力（1日あたり）

市衛生環境試験所	市内委託医療機関	合計
36人	197人	233人